

相手国政府・相手国際機関 (注1)	名 称	協 力 の 目 的 及 び 内 容	贈与の限度額又は贈与額は贈与額 (注2)	署名日 署名地 (効き日) (注3)	署 名 者	告示日 告示番号 (注4)
ガーナ	人材育成奨学計画のための贈与に關する日本国政府とガーナ共和国政府との間の交換公文	人材育成奨学計画を実施するために必要な役務の購入	249,000千円 2029.11.30まで	2021.6.30 アクラで (同日)	日本側 姫野勉在ガーナ大使 ガーナ側 シェリ・アヨロ ・ボチュエイレ外務・地域統合大臣	2021.7.20 240号
ガーナ	新型コロナウイルス感染症危機対応緊急支援計画の実施するために必要な生産物及び役務の購入	新型コロナウイルス感染症危機対応緊急支援計画を実施するために必要な生産物及び役務の購入	217,000千円 2025.5.31まで	2021.6.30 アクラで (同日)	日本側 姫野勉在ガーナ大使 ガーナ側 シェリ・アヨロ ・ボチュエイレ外務・地域統合大臣	2021.7.20 241号
ガーナ	第二次テラフ交差点改良計画のための贈与に關する日本国政府とガーナ共和国政府との間の交換公文	第二次テラフ交差点改良計画を実施するために必要な生産物及び役務の購入	3,656,000千円 2026.12.31まで	2021.9.10 アクラで (同日)	日本側 姫野勉在ガーナ大使 ガーナ側 クラク・アンゾラトウムニサール・ボン外務・地域統合副大臣	2021.10.18 322号

無償資金協力取極の修正に関する取極

相手国政府・相手国際機関 (注1)	名 称	修 正 の 内 容	署名日 署名地 (効き日) (注3)	署 名 者	告示日 告示番号 (注4)
ガーナ	第二次国道八号線改修計画のための贈与に關する平成三十年十二月十一日付け取極の修正に關する日本国政府とガーナ共和国政府との間の交換公文	贈与の限度額を「6,849,000千円」に改める。	2021.9.10 アクラで (同日)	日本側 姫野勉在ガーナ大使 ガーナ側 クラク・アンゾラトウムニサール・ボン外務・地域統合副大臣	2021.10.18 327号

(注1) 国名については、正式名称ではなく一般名称を用いている。
(注2) 贈与の供与期限については、定めのないものは、-----と記している。
(注3) 日付については、○年△月□日を○.△.□と記している。
(注4) 告示番号は、官報における外務省告示番号をいう。